

公 告

大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務 (無人化施工)に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和4年 2月 3日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間(河川・道路・砂防)において、大規模な災害が発生もしくは災害の発生が予測される場合、緊急的に応急対策工事(無人化施工)を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等(以下「建設資機材等」という)の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長(九州地方整備局長)から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)においても同様とする。

なお、この協定での「無人化施工」とは、下記の①から②の条件を満足するものとする。

- ① 100m以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、掘削、積込、運搬が出来ること。
- ② 100m以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、直径2～3m程度の転石が破砕できること。

また、本協定の協定書は、別紙-1のとおりとする。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は、下記①～③のとおりとする。

- ① 肝属川直轄管理区間：別図-1
- ② 直轄道路管理区間：別図-2、3
- ③ 桜島直轄砂防施工区域：別図-4

(3) 協定期間 令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況を総合的に評価して、協定締結業者(5社程度)を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は、当該協定業者の中から、前項(4)の評価や災害規模、実施可能工種等を総合的に判断した上で、契約締結業者を決定し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(A~C)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(A~C)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和4年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に自社において3名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。
- (4) 無人化施工の実績を有すること。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る(A~C)等級の有資格業者(令和3年度現在のランクが(A~C)ランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び令和5年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく本店又は支店等営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 災害協定に基づき災害協定業者と請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とすること。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随意加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒893-1207

鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 (電話 0994-65-2990)

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課

担当 : 工務第一課長 (内線311)

工務第二係長 (内線315)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和4年 2月 3日 (木) から令和4年 2月25日 (金) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課
- ③ 交付方法 : 大隅河川国道事務所ホームページ (記者発表) に掲載する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和4年 2月 3日 (木) から令和4年 2月25日 (金) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(1) に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等 (郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。) により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

大隅河川国道事務所管内における災害時等
応急対策業務（無人化施工）に関する基本協定

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、株式会社 ○○ 九州支店 支店長 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策工事（無人化施工）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲の直轄管理区間（河川・道路・砂防）において発生した災害（甲の直轄管理区間・直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の施工・管理区間）において発生した大規模な災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ）、若しくは災害の発生が予測される場合の応急対策（無人化施工）に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

（工事の内容）

第 2 条 甲は、直轄管理区間（河川・道路・砂防）で災害が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。
2. 乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害の応急処置を実施するものとする。
3. また、乙は適切な対応ができるよう、的確な情報収集に努めるものとする。

（工事の実施区間）

第 3 条 工事の実施区間は、別図-1, 2, 3, 4 に表示する直轄管理区間（河川・道路・砂防）とする。
また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令があった区域も同様とする。

（建設機械等の報告）

第 4 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、建設資機材（無人化施工用）等の数量等を把握し書面により報告するものとする。
2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲の要請があった場合は、甲に保有状況を書面により速やかに報告するものとする。
3. 乙は災害に備え、常に建設資機材等の所在を把握しておくとともに運搬手段についても考慮しておくものとする。
4. 甲の所有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第 5 条 甲及び乙は、それぞれから要望があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第 6 条 甲は、乙に対し第 3 条の工事实施区間の具体的な現地状況に応じた、応急対策のための出動を、書面又は電話等の方法により乙に要請するものとする。
なお、応急対策に出動する協定会社は、施工規模・無人化施工機械台数・無人化施工機械の桜島への移動時間等を甲から乙に確認の上で、協定会社の中から出動する協定会社を甲が指定するものとする。

（契約の締結）

第 7 条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙は速やかに工事請負契約等を締結するものとする。
この協定に基づき工事請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。
この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

（工事指示）

第 8 条 工事の直接の指示は、当該工事实施部門（河川・道路・砂防）を担当する出張所長が行うものとし、乙は、その指示に従うものとする。

（工事の実施）

第 9 条 乙は、第 6 条に基づく出動要請があった場合は直ちに出勤し、応急対策工事を実施するものとする。
2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間、及び使用建設資機材等を出動の要請を行った部門（河川・道路・砂防）の担当出張所長に書面により報告するものとする。

（広域要請）

第 10 条 甲は、大規模な災害が発生した場合は、第 3 条の工事の実施区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。
2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急処置を実施するものとする。

（有効期限）

第 11 条 この協定の有効期限は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第 13 条 この協定の証として、本書 2 通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 ○月○○日

甲：国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙：株式会社 ○○ 九州支店
支店長 ○○ ○○